

第七五回

参第一四号

海水淡水化法（案）

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第四条）
- 第二章 海水淡水化基本計画（第五条 - 第七条）
- 第三章 海水淡水化審議会（第八条 - 第十二条）
- 第四章 海水淡水化事業団
 - 第一節 総則（第十三条 - 第十九条）
 - 第二節 役員及び職員（第二十条 - 第三十条）
 - 第三節 業務（第三十一条・第三十二条）
 - 第四節 財務及び会計（第三十三条 - 第四十四条）
 - 第五節 監督（第四十五条・第四十六条）
 - 第六節 雑則（第四十七条 - 第五十条）
 - 第七節 罰則（第五十一条 - 第五十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、都市人口の増加及び産業の開発又は発展に伴い用水を必要とする地域並びに離島その他用水の確保が困難な地域に対する豊富低廉な水の供給を確保するため、海水の淡水化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて国民生活の向上と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（国の施策）

第二条 国は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

- 一 海水を淡水化するために必要な装置（以下「海水淡水化装置」という。）の開発及びこれに必要な研究の推進を図ること。
- 二 海水淡水化装置の利用の推進を図ること。
- 三 海水淡水化装置の開発及びこれに必要な研究に関する機関の整備を図ること。
- 四 海水の淡水化に関する業務に従事する研究者、技術者その他の者の確保及び勤務条件の適正化を図ること。
- 五 海水の淡水化に関する情報の流通の円滑化を図ること。
- 六 海水の淡水化に関する技術等の国際交流の推進を図ること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、海水の淡水化に関する事項

（地方公共団体の施策）

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

(財政上の措置等)

第四条 政府は、第二条の施策を実施するため必要な財政上、金融上及び法制上の措置を講じなければならない。

第二章 海水淡水化基本計画

(基本計画)

第五条 内閣総理大臣は、海水の淡水化に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 水の用途別の需要の見通し及び海水の淡水化による供給の目標
- 二 海水淡水化装置の開発の目標
- 三 海水淡水化装置の設置に関する事項
- 四 その他海水の淡水化に関する重要事項

3 基本計画は、用水の需要及び供給の動向に即するとともに、海水淡水化装置の開発等の状況を考慮して定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、基本計画を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び海水淡水化審議会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六条 内閣総理大臣は、用水の需給事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更するものとする。

2 前条第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(水資源開発基本計画等との調整)

第七条 水資源開発基本計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画又は中部圏開発整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が水資源開発審議会、首都圏整備委員会、近畿圏整備審議会又は中部圏開発整備審議会と海水淡水化審議会の意見を聴いて行うものとする。

第三章 海水淡水化審議会

(海水淡水化審議会)

第八条 総理府に、附属機関として、海水淡水化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他海水の淡水化に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する重要事項について、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第九条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第十条 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。

第十一条 審議会は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十二条 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 海水淡水化事業団

第一節 総則

(設立の目的)

第十三条 海水淡水化事業団は、海水淡水化装置の開発及びこれに必要な研究、海水の淡水化その他の業務を総合的、計画的かつ効率的に行うことにより、第一条に規定する地域に対する海水の淡水化による豊富低廉な水の供給の確保に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第十四条 海水淡水化事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第十五条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

- 2 事業団は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十六条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 五億円

二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

- 2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億円を出資するものとする。
- 3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。
- 4 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第十七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 事業団でない者は、海水淡水化事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第二十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十二条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員解任）

第二十五条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第二十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第二十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第二十八条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十九条 事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第三十条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

（業務の範囲）

第三十一条 事業団は、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海水淡水化装置の開発及びこれに必要な研究を行うこと。

二 海水の淡水化を行うこと。

三 水道事業者に対する用水の供給を行うこと。

四 海水淡水化装置の開発及びこれに必要な研究に必要な資金の貸付けを行うこと。

五 前号に掲げる資金に係る債務の保証を行うこと。

六 海水の淡水化に伴つて生ずる副産物の利用に関する研究を行うこと。

七 前号に掲げる副産物の売渡しを行うこと。

- 八 第一号及び第六号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、第十三条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第三十二条 事業団は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第四号及び第五号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、主務大臣の認可を受けて、主務省令で定める者に対し、その業務(前条第一項第四号及び第五号の業務を除く。)の一部を委託することができる。

3 前二項の規定による主務大臣の認可があつた場合においては、前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第三十三条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十四条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十五条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十六条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として

整理しなければならない。

- 2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び海水淡水化債券)

第三十八条 事業団は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海水淡水化債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 事業団は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条(保証契約の禁止)の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条(外貨債務の保証)の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第四十条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、主務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第四十一条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十二条 事業団は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

(給料及び退職手当の支給基準)

第四十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給料及び退職手当の支給基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければいけない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第四十四条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五節 監督

(監督)

第四十五条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 主務大臣は、必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、その業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

(解散)

第四十七条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十八条 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び厚生大臣とする。

2 この法律において主務省令は、通商産業省令、厚生省令とする。

(大蔵大臣との協議)

第四十九条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一項、第三十四条、第三十八条第一項、第二項ただし書若しくは第

- 六項、第四十条又は第四十二条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十六条第一項又は第四十三条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。
- 四 第四十二条又は第四十四条の規定により主務省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七節 罰則

(罰則)

第五十一条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第十七条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第三十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十三条 第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 主務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。
- 3 主務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。
- 4 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。
- 5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 6 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

ならない。

7 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(権利義務の承継等)

第三条 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)第八条の規定による試験研究所の所掌事務に関するもので政令で定めるものは、事業団の成立の時に於いて、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過規定)

第四条 この法律の施行の際現に海水淡水化事業団という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第十八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第五条 事業団の最初の事業年度は、第三十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十一年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十四条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|--------------------|
| 海水淡水化事業団 | 海水淡水化法(昭和五十年法律第 号) |
|----------|--------------------|

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|--------------------|
| 海水淡水化事業団 | 海水淡水化法(昭和五十年法律第 号) |
|----------|--------------------|

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|--------------------|
| 海水淡水化事業団 | 海水淡水化法(昭和五十年法律第 号) |
|----------|--------------------|

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中海外技術協力事業団の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|--------------------|
| 海水淡水化事業団 | 海水淡水化法(昭和五十年法律第 号) |
|----------|--------------------|

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「公害防止事業団」の下に「、海水淡水化事業団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「、海水淡水化事業団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「宇宙開発事業団」の下に「、海水淡水化事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十三条 行政管理庁設置法(昭和三十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「宇宙開発事業団」の下に「、海水淡水化事業団」を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第十四条 総理府設置法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中水資源開発審議会の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|---|
| 海水淡水化審議会 | 海水淡水化法(昭和三十五年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。 |
|----------|---|

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和三十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 海水淡水化事業団を監督すること。

(国土庁設置法の一部改正)

第十六条 国土庁設置法(昭和三十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号ユの次に次のように加える。

メ 海水淡水化法(昭和三十五年法律第 号)

第五条第五項中「フまで」の下に「及びメ」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十七条 通商産業省設置法(昭和三十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 海水淡水化事業団に関すること。

(環境に対する影響の事前評価による開発事業等の規制に関する法律の一部改正)

第十八条 環境に対する影響の事前評価による開発事業等の規制に関する法律(昭和三十五年法律第 号)の一部を次のように改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「第十八号まで」を「第十九号まで」に、「第二

十二号」を「第二十三号」に、「第十九号、第二十号及び第二十一号」を「第二十号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 海水淡水化装置の新設等

第二条第二項中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

第四十八条中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

理 由

都市人口の増加及び産業の開発又は発展に伴い用水を必要とする地域並びに離島その他用水の確保が困難な地域に対する豊富低廉な水の供給を確保するため、海水の淡水化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和五十年から昭和五十四年度までの五箇年間に
いて約一千五十億円を要し、昭和五十年においては初年度として約五十二億円の
見込みである。